

(2026年5月18日発表)

家庭用指定ごみ袋の不足に伴う臨時的対応について

先週、一部の販売店において家庭用指定ごみ袋の在庫切れが発生していましたが、5月18日にあらためて販売店において確認したところ、多くの販売店において在庫切れが発生しています。

については、臨時的対応として、5月19日より当面の間、通常の家計用指定ごみ袋又は認定袋での排出に加え、以下の方法でもごみを排出できることとします。

【趣旨・背景】

5月11日の市長定例記者会見において、家庭用指定ごみ袋については、製造事業者において3か月程度の在庫が確保されていることをお伝えいたしました。5月18日時点においても製造事業者の在庫状況に大きな変化はありません。

一方で、家庭用指定ごみ袋の購入が一時的に集中したため、店頭への流通が需要に追いつかず、店頭で品薄や在庫切れが発生しています。

5月11日の会見においては、在庫切れが続く、指定又は認定ごみ袋での排出に支障が生じるようになった場合は、その他の袋での排出を可能とすることもお伝えしました。

現状を踏まえ、家庭用指定ごみ袋の保有枚数が不足している方を対象とした臨時的な措置として、指定ごみ袋以外の透明又は半透明の袋の使用を可能とします。

【一時的に使用可能となる袋】

- ・透明又は半透明(レジ袋を含む。)で、10リットルから45リットルまでの大きさのビニール袋(紙製の袋や中身が見えないビニール袋は不可)
- ・なお、本措置は、家庭用ごみ袋を購入できない方への臨時的な措置です。家庭用指定ごみ袋又は認定袋がお手元に十分ある方は、そちらをご使用ください。

【臨時的措置を講じる期間】

2026年5月19日(火)から当面の間

【お願い】

- ・ごみ袋は、20枚から50枚のセットで売られています。1週間に2度使用すると、1セットで10～25週間もつこととなります。よって、皆様の購入頻度は、10～25週間、1度に2セット購入すると、20～50週間毎に1度購入すると想定されます。店頭販売者もそれに応じた量を通常確保しています。
- ・しかし、多くの方が入手が困難になるとの不安を持たれた結果、購入が一時的に集中したため、流通が追いつかない状態が発生していると推定しています。
- ・店頭在庫は順次回復すると見込んでいます。十分な保有枚数がある方は、急いで購入することをお控えくださるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

環境局 ごみ減量推進課(静岡庁舎新館13階)、担当者:杉浦、福永 電話:054-221-1075